

## ● 届出が必要となる建築物の新築等、 工作物の新設等、開発行為の規模

景観計画区域（茂原市全域）においては、届出対象行為として、良好な景観の形成に大きな影響を与える一定規模以上の建築物の新築等、工作物の新設等及び開発行為について、届出が必要となる行為を定めています。

景観法第16条の規定により、下表に示す対象行為のうち、届出が必要な規模に該当する場合は、市長へ届出が必要となります。届出を行った行為が景観形成基準に適合しないと認められるときは、設計の変更その他必要な措置をとることを勧告（景観法第16条第3項）でき、また、特定届出対象行為については、変更命令等（景観法第17条第1項）ができることとなっています。

対 象 行 為	届出が必要な規模
① 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは模様 替又は色彩の変更	高さ:10mを超えるもの (商業地域、近隣商業地域、準工業 地域、工業地域は15mを超えるも の) 又は、建築面積:1,000㎡を超えるもの
② 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは模様 替又は色彩の変更	高さ:10mを超えるもの ※電気事業法に基づく電気事業者及 び電気通信事業法に基づく電気通 信事業者が設置する電柱につい ては高さ15mを超えるものとする
③ 開発行為	開発区域の面積が3,000㎡以上のもの